

子ども食堂等運営助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という）が、子どもから大人まで地域のつながりを目的とした子ども食堂等を開設及び運営する団体に対し、その経費の一部の助成を行うことについて必要な事項を定めるものとする

(助成対象団体)

第2条 助成および提供の対象となる団体は、子ども食堂等を開設及び運営する団体で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする

- (1) 市内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体、又は市内で活動する団体であること
- (2) 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下この号において「法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）でない団体、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ）が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、子ども食堂等を開設し、その運営を行う事業のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする

- (1) 伊勢市内で実施すること
- (2) 利用対象者は概ね地域の住民とすること
- (3) 感染症等で開催できない場合を除いて、原則、年間に6回以上は開催すること
- (4) 食品衛生管理を十分行い、三重県伊勢保健所へ届を行うこと
- (5) 安全に食事を調理し、提供を行うこと
- (6) 地域住民同士や子育て世代の交流など、居場所作り活動を行うこと
- (7) 利用した方の様子を見守り、必要に応じて各種関係機関と連携をとること
- (8) 政治、宗教、営利活動を目的としないこと
- (9) 利用者（子どもは無料でも可）から利用料を徴収すること。ただし、食事の実費程度の利用料とすること
- (10) 子どもが参加しやすい曜日や時間帯等を考慮し開催すること
- (11) 地域住民が幅広く参加できるように広報周知（SNS等を含む）を行い、実施主体である団体等の関係者しか参加できない運営を行わないこと

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費は、子ども食堂等の運営に関する経費とし、別表に定めるものとする

(助成金の額)

第5条 子ども食堂等運営助成金（以下「助成金」という）の額は、年間上限10万円までとする

(交付の申請)

第6条 助成金を受けようとする団体は、子ども食堂等運営助成金申請書（様式第1号。以下「申請書」という）に、次に掲げる書類を添えて、伊勢市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という）に提出しなければならない

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他社協会長が必要とする書類

(交付の決定)

第7条 社協会長は、当該団体より申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、助成金の適否を決定し、子ども食堂等運営助成金交付決定通知書（様式第4号）または、子ども食堂等運営助成金不交付通知書（様式第5号）を団体に通知するものとする

(実績報告の提出)

第8条 助成団体は、助成対象事業が完了したときは社協会長が別に指定する期日までに、事業実績報告書（様式第6号）収支決算書（様式第7号）その他社協会長が必要とする書類を提出しなければならない

(交付決定の取消し)

第9条 社協会長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は交付を受けようとしたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき

(助成金の返還)

第10条 社協会長は、前条の規定により、助成金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金を交付しているときは、期限を定めその返還を命ずることができる

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

別表 助成対象経費

| 科目 | 内訳 |
|---------------|---|
| 1. 備品購入費 | 価格が1万円以上のもので、事業に使用するものに限る ※以下のものは金額にかかわらず、備品購入費の対象とする ① 机、椅子、棚、カーペット等の什器類 ② 調理に要する、鍋やフライパン等の器具 ③ 冷蔵庫や電子レンジ、ポット等の家電類 ④ その他備品とすることが適当と判断するもの |
| 2. 賃借料又は会場使用料 | 事業に利用する場合に限る ※自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、助成対象外とする |
| 3. 消耗品費 | 価格が1万円未満かつ事業で使用するものに限る (例：事務用品 洗剤 日用品等) |
| 4. 印刷製本費 | 事業の広告宣伝のためのチラシ等を印刷する費用を対象とする |
| 5. 食料費 | 事業に利用（提供）する食材料に限る ※アルコール代、運営スタッフの会食代は助成対象外とする |
| 6. 保険料 | 参加者の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料を対象とする |
| 7. 通信費 | ハガキ・郵便切手代に限り、事業に要した通信費を対象とする |
| 8. 負担金 | 事業における食品衛生上の責任者となるために、食品衛生責任者養成講習会を受講する場合の費用を対象とする |
| 9. 手数料 | 事業における営業許可申請等に係る県収入証紙購入費用を対象とする運営スタッフの検便等の検査手数料を対象とする |